

## 伊勢市地域クラブ活動指導者・サポーターバンク募集要項

中学校の部活動においては、生徒数及び学級数の減少に伴い、教員数が減少する中、これまでと同じ体制での活動が続けることが難しくなっており、学校によっては特定の部活動において存続が厳しい状況にあります。また、専門的な技術指導ができる教員を配置できない現状が散見されます。生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくためには、学校と地域が連携・協働しながら、中学校部活動を地域へ移行し、地域クラブ活動を展開していく必要があります。

伊勢市の地域クラブ活動における指導の担い手や事務などのクラブを支えるサポーターの確保を図るため、スポーツや文化芸術活動を安全に指導ができる人や生徒の活動が安全にできるように見守っていただける人、事務員として活動できる人などを募集します。

### 1. 募集内容

**【指導者・指導補助者】** 伊勢市中学校における、主に休日の地域クラブ活動の指導や指導補助  
学校や地域施設を利用したスポーツ・文化活動の指導/指導補助/大会引率や大会運営協力/  
用具・施設の点検や管理など

**【サポーター・事務員等】** 事務や団体の運営補助

運営補助・見守り（安全管理、生活指導）・連絡業務/用具・施設の点検や管理等の事務  
謝金等の支払い業務/競技団体登録・保険手続きなど

### 2. 募集要件

次の(1)から(5)までに掲げるいずれの要件にも該当する者。

- (1)申請時において18歳以上である。
- (2)地方公務員法第16条および学校教育法第9条各号に該当しない。
- (3)指導する種目に関する専門的な知識・技能を有し、教育委員会の運営方針に沿って活動できる。
- (4)過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない。
- (5)暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等でない、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有していない。

### 3. 募集競技/活動

軟式野球 バasketボール バレーボール 卓球 剣道 ソフトテニス バドミントン  
陸上競技 サッカー 吹奏楽 合唱 美術

### 4. 募集から任用までの流れ

- ①<https://logoform.jp/form/EzfD/1256486> より伊勢市地域クラブ活動指導者・サポーターバンクに登録する。
- ②伊勢市教育委員会より、登録された条件に応じた地域クラブに指導者・サポーターとして登録者を紹介する。
- ③地域クラブから教育委員会に指導者・サポーターの派遣要請があれば、登録者に教育委員会から要請があったことを連絡する。
- ④登録者と地域クラブの間で、日程・条件等の調整を行う。
- ⑤地域クラブより調整の結果を教育委員会に報告する。
- ⑥地域クラブに示された日程・条件で任用され、実務にあたる。活動報告などは地域クラブに行う。  
また、任用にあたり伊勢市認定地域クラブ活動指導者・サポーターとして登録を行う。
- ⑦伊勢市の認定地域クラブ活動指導者・サポーターとして教育委員会に登録をしたのち、指定の研修等を受講し、指導にあたる。

## 5. 個人情報について

- ・登録者は、地域クラブ活動の指導者・サポーターの業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、登録者でなくなった後も同様とする。

## 6. 登録の変更及び取消し、削除について

- ・登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに教育委員会に届け出ること。
- ・教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録者の地域クラブ活動指導者・サポーターバンクへの登録を削除できるものとする。
  - (1) 登録者から登録の取消しの届出があったとき。
  - (2) 連絡が必要な際に、長期間にわたり登録者と連絡が取れないとき。
  - (3) 体罰、ハラスメントその他指導者として不適切と認められる行為をしたとき。
  - (4) 虚偽の申告が認められたと確認されたときや、募集要件を満たさなくなったとき。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、教育委員会が登録者として不適格と認めたとき。

## 7. 注意事項

- ・地域クラブ活動指導者・サポーターバンクへの登録は無料とします。
- ・登録をもって、指導者・サポーターとしての任用・配属を約束するものではありません。
- ・地域クラブによって、条件（指導時間帯・指導場所・報償費など）が異なります。地域クラブと詳細を確認のうえ、任用を承諾してください。
- ・任用後の事業において、ケガ等が発生した場合は地域クラブにて加入する保険にて対応することとなります。
- ・登録される内容は個人情報保護方針に則り、地域クラブに対して指導者・サポーターの人材を紹介するためにのみ使用します。収集した情報を指導者紹介の目的以外に使用しません。また、ご本人の同意なしに第三者へ情報を提供することは一切ありません。収集したデータは教育委員会にて管理し、個人を特定できる形で公表されることはありません。

### 【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 【学校教育法第9条】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者